

第五八回

参第三号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（案）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（使用者の義務）

第三条の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は当該勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として当該勤労青年に対し不当に不利益な取扱いをしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障を生じないようにするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるように努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「、教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。）」の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において夜間課程（夜間において授業を行なう定時制の課程をいう。以下同じ。）に係る事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）」を、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）」を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「、教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七条中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千円とを合計して得た額）」を加える。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理 由

定時制教育又は通信教育に従事する実習助手のすべてに対し、及び夜間において夜間課程に係る事務その他の職務に従事する事務職員その他の職員に対し定時制通信教育手当を支給すること、夜間課程における教育等に従事する教職員に対して支給する定時制通信教育手当の額を増額すること、勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障がないよう使用者に義務を課することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約四億四千八百万円の見込みである。